

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101 22.103	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 ランプホルダは、通常の使用状態で緩みが生じないように十分に固定していなければならない。 22.103 圧力緩和装置は、システムから放出する冷媒が、機器の使用者にどんな危害も及ぼさないように取り付けなければならない。 圧力緩和装置の開口部は、通常使用で塞がないように配置しなければならない。 圧力緩和装置には、使用者によって設定が可能であってはならない。 圧力緩和装置の動作圧力は、高圧側において設計圧力より高くしてはならない。 高圧側の設計圧力は、JIS C 9335-2-34 に規定の高圧側最小試験圧力値の 1/3 以下になってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				箇条 24	箇条 24 部品	
				24.3	24.3 キャンプ又はそれに類する使用のための機器内の電源切替スイッチは、全極を遮断し、過電圧カテゴリ III の条件での電源から完全遮断をするものでなければならない。	
				24.102A	24.102A 始動リレーの開閉接触部は、密閉容器に収めなければならない。	
				箇条 25	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.2	25.2 機器を駆動する電源の接続には、次の場合を除き、複数の方法を併用してはならない。 －複数の完全に独立する装置を 1 個の外郭によって組み込む機器の場合 －回路相互間を十分に絶縁している機器の場合 主電源及び電池の両方に接続可能な機器は、主電源及び電池へ接続する別々の手段を備えていなければならない。	
				25.101	25.101 電池駆動が可能な機器は、電池への接続のための適切な手段をもっていなければならない。	
				箇条 26	箇条 26 外部導体用端子	
26.11	26.11 外部電池又は電池ボックスを接続する X 形取付けの可とうリード線、及びコードの接続のための機器内の端子は、電池端子間で誤った接続をする危険がないように、配					

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					置するか、遮蔽していなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.105 箇条 22 22.103 箇条 24 24.5 24.102	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.105 電池で運転し、電池端子又は端子部の近くに極性を記載している機器は、極性を逆に接続する場合においても、火災又は火傷の危険性、傷害及び感電を未然に防ぐ構造でなければならない。 箇条 22 構造 22.103 超臨界冷凍システムを用いる機器は、冷凍システムの高圧側の、電動圧縮機又は電動圧縮機とガスクーラとの間に圧力緩和装置を備えなければならない。 箇条 24 部品 24.5 始動用コンデンサは、機器を定格電圧の 1.1 倍で運転したとき、コンデンサに加わる電圧がコンデンサの定格電圧の 1.3 倍を超えてはならない。 24.102 超臨界冷凍システムの圧力緩和装置の放出容量は、電動圧縮機の動作中であっても、冷媒の放出時の圧力が圧力緩和装置の圧力設定値を超えて増大しないように、冷媒の十分な量を放出するようなものでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、次の表示を行わなければならない。 －電熱装置の入力 (W) －霜取装置の入力 (W) －定格入力 (W) 又は定格電流 (A) －庫内灯の最大定格入力 (W) －冷媒充填量 －単一の冷媒に関する情報 －混合冷媒に関する情報 －断熱発泡ガスの主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称 －電源及び電池で運転する機器は、電池の電圧 －電池で運転可能な機器は、電池の形式 －機器の運転に影響がある場合は、充電可能形か又は充電不可能形かの表示 －付加的電源に接続する場合は、電圧及び電源の種類 －製氷機を内蔵するような構造の機器は、製氷機入力 100 W を超える場合、その最大値 －自動水位制御をもたない製氷機は、最大許容の水位 －電気以外の供給源がある場合は、機器にその詳細	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12	<p>－圧縮式の冷却システムでは、各々の独立する冷媒回路の冷媒量</p> <p>－可燃性冷媒を用いる圧縮式の機器では、ISO 7010 記号 W021（警告：火災のおそれ／可燃性材料）</p> <p>－超臨界冷凍システムに R744 を用いている機器は、「警告：システムは、高圧の冷媒を封入しているのでシステムを改造しない。有資格者以外の人は、点検しない。」の旨</p> <p>－超臨界冷凍システムに R744 を用いている機器は、ISO 7000 記号 1701 (2004-01)（圧力）</p> <p>7.12 キャンプ用及びこれに類する用途に使用する冷却用機器及び製氷機の取扱説明書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>－ “キャンプ用” に適している</p> <p>－機器が、複数のエネルギー源に接続可能である</p> <p>－機器は、雨にさらしてはならない</p> <p>水道に接続しない製氷機の取扱説明書には、「警告：飲料水だけに適用する。」を記載しなければならない。</p> <p>可燃性冷媒を使用する圧縮式機器の取扱説明書には、機器の設置、取扱い、保守及び廃棄（リサイクル）に関する情報を含んでいなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1	<p>可燃性冷媒を使用する圧縮式機器の取扱説明書には、次の警告の内容も含んでいなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> －警告：機器の囲い又はビルトイン構造では、障害物をなくし、通風口を確保する －警告：製造業者が推薦するもの以外の、霜取りを速めるための機械的な器具、及びその他の手段を用いない －警告：冷却回路に損傷を与えない －警告：製造業者が推奨する形式の電気機器以外、食品貯蔵庫内で用いない <p>可燃性の断熱発泡ガスを用いた機器の取扱説明書には、機器の廃棄（リサイクル）に関する情報も含んでいなければならない。</p> <p>アイスクリーム機器の取扱説明書には、機器に用いるアイスクリーム材料の成分及び最大量を含めなければならない。</p> <p>取扱説明書は、次の情報を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> －可燃性高圧ガスが入ったエアゾール缶のような爆発性物質を保存しない －この機器は、家庭用、及び類似の用途の場合に用いることを意図している <p>7.12.1 使用者によってランプの交換が可能である場合、取</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.101	<p>取扱説明書には、照明用ランプの交換方法を記載しなければならない。</p> <p>製氷機を組み込むように設計した機器は、取扱説明書に組み込める製氷機の形式名を記載しなければならない。</p> <p>取扱説明書には、オプションの附属品として用いることができ、かつ、使用者によって組み込むことができる内蔵形製氷機の据付けの説明も記載しなければならない。</p> <p>内蔵形製氷機が製造業者又は保守員によってだけ組み込まれるものにあつては、取扱説明書にその旨を記載しなければならない。</p> <p>水道に接続する製氷機についての取扱説明書には、「警告：飲料水源とだけ接続する。」を記載しなければならない。</p> <p>固定形機器の取扱説明書には、「警告：機器は、その不安定さから生じる危険を回避するために、取扱説明書に従って固定する。」を記載しなければならない。</p> <p>超臨界冷凍システムに R744 を用いた機器では、取扱説明書には、「警告：この冷媒回路は、高圧配管なため改造してはならない。廃棄前に有資格の保守員に連絡する。」を記載しなければならない。</p> <p>7.101 電池で駆動する機器は、極性が意味をもたない場合</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					を除いて、電池と接続する電源端子を明確に記号によって表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.107.3 22.111	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第1部箇条 18 を除く。) 箇条 22 構造 22.107.3 熱絶縁物に埋め込む保護冷却システムに ISO 209 による純度 99.5 %未満のアルミニウムを使用する場合、冷却システムのサンプルは、JIS C 60068-2-11 に規定する 48 時間塩水噴霧試験を実施後、水泡、穴又は活性腐食の痕跡があってはならない。 22.111 冷却システムに可燃性冷媒を使用する圧縮式機器においては、コーティングを施さないアルミニウムと銅管又は同様の異種金属との間で意図せずに接触する可能性のある全ての接点において絶縁スリーブ又はスペーサを使用するといった方法で電食を防止しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス 0I、クラス I 又はクラス II のいずれかでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き		ているものとする。		6.101	6.101 アイスクリーム機器以外の機器は、次の一つ以上の気候クラスでなければならない。 －広範囲の温帯 (SN) クラスの機器 －温帯 (N) クラスの機器 －亜熱帯 (ST) クラスの機器 －熱帯 (T) クラスの機器	
				箇条 7	箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明	
				7.1	7.1 機器には、気候クラスを示す SN、N、ST 又は T の文字を表示しなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.112	22.112 フリースペースをもつ機器の食品貯蔵庫室の扉及び蓋は、内側から開けることができなければならない。	
				22.113	22.113 扉又は蓋を開けてから動かすことができる引出しは、フリースペースがあってはならない。	
				22.114	22.114 扉又は蓋を開けない状態で動かすことができる引出しであって、かつ、フリースペースがある引出しは、次による。 －引出しは、250 mm 以上の高さで、引出し内側幅の 2/3 以上の開口部がその背面壁になければならない －引出しは、内側から開けることができなければならない	
				22.115	22.115 家庭用の機器であって、フリースペースがある庫内	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き					をもつ場合は、室の扉又は引出しは、自動ロック機構（扉を閉めることで動作する機構）を備えてはならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101 箇条 24 24.101 箇条 25 25.101A	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 蛍光灯のランプホルダは、JIS C 8105-1 の 4.4.4 a) に規定する蛍光ランプ用ソケットへの荷重試験に適合しなければならない。 箇条 24 部品 24.101 ランプホルダは、絶縁タイプを用いなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.101A 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であって、電源に直接接続する差込みプラグは、次の事項に適合しなければならない。 a) コンセントとの突合せ面に接するプラグの外表面であって、その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料は、JIS C 2134 に規定する PII 400 以上。 b) 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料は、JIS C 60695-2-11 又は JIS C 60695-2-12 に規定するグローワイヤ試験を試験温度 750 °C で行ったとき、これに適合する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 29 29.2	箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 機器の通常使用による結露によって汚染にさらされないように、絶縁物に囲われ又は配置していない場合、冷却用機器及び製氷機の絶縁物は、汚損度 3 であって、250 以上の CTI 値をもっていなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 8.1.1 箇条 22 22.33 22.105	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 8 充電部への接近に対する保護 8.1.1 ランプの挿入又は取外しのときには、ランプロ金の充電部との接触に対する保護が確実になければならない。 箇条 22 構造 22.33 絶縁が一層の加熱導体は、通常使用で水及び氷に直接接触してはならない。 22.105 商用電源以外に電池駆動も可能な機器において、電池を接続するとき、充電部に触れるおそれがあるてはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 箇条 16 箇条 22	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				22.5 箇条 27	22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 27 接地接続の手段（第1部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0 I 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8	第1部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 試験中、封止コンパウンドを用いている場合、封止コンパウンドの流出があってはならない。 広範囲の温帯 (SN) 又は温帯 (N) クラスの機器の温度上昇値は、表 3 (絶縁物) に規定する値以下でなければならない。 亜熱帯 (ST) 又は熱帯 (T) クラスの機器の温度上昇値は、表 3 (絶縁物) に規定する値から 7 K を減じた値以下でなければならない。 附属書 AA を含む JIS C 9335-2-34 に適合しない電動圧縮機では、次の温度は表 101 (電動圧縮機の最大温度) に示す値を超えてはならない。 ー電動圧縮機の外郭	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				11.101	<p>－電動圧縮機の巻線</p> <p>モータ駆動機器の外郭の温度上昇に関する表 3（絶縁物）の事項は、適用範囲にある全ての機器に適用する。</p> <p>バラスト巻線及びそれに準じる配線では、11.8 の記載の条件下での測定において、JIS C 8105-1 の 12.4（温度試験（通常動作））に規定する値を超えてはならない。</p> <p>11.101 巻線温度は、運転サイクルの終了時（電動圧縮機の電源 OFF 直後）に測定する。その温度は、表 101（電動圧縮機の最大温度）に規定する温度上限値を超えてはならない。</p>	
				箇条 15	箇条 15 耐湿性等	
				15.101	15.101 キャビネット及び庫内の壁面又はキャビネットの上面に、容器から液体が漏れるおそれがある機器は、液体の漏出によって電気絶縁物に影響を及ぼさないような構造になっていなければならない。	
				15.102	15.102 いっ（溢）水試験後、機器は規定する耐電圧試験に耐えなければならない。さらに、空間距離及び沿面距離は規定する値未満に減少するおそれがある水の痕跡が絶縁上にあってはならない。	
				15.103	15.103 埋込形機器、製氷機及びアイスクリーム機器以外の機器は、最も不利になる方向に、通常の使用位置から、2°	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き					の角度に傾け、最も不利となる場所に約 60 秒間機器の上面約 50 mm の高さから、試験水溶液 500 mL を均一にかけた後、機器は規定する耐電圧試験に耐えなければならない。さらに、空間距離及び浴面距離は規定する値未満に減少するおそれがある水の痕跡が絶縁上にあってはならない。	
				15.104	15.104 水道に直接接続する製氷機は、注水バルブを開き、オーバーフローをさせた後、機器は規定する耐電圧試験に耐えなければならない。さらに、空間距離及び浴面距離は規定する値未満に減少するおそれがある水の痕跡が絶縁上にあってはならない。	
				15.105	15.105 霜取装置の作動は、霜取り用の電熱素子の電気絶縁部分に影響を与えてはならない。	
				15.105A	15.105A 機器は、貯蔵室にこぼれた液体によって絶縁を損なわない構造でなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.102	22.102 断熱材の内部に位置し、断熱材と接触している絶縁ヒータ線及びその接続部は、水の浸入に対して保護してなければならない。	
				22.105	22.105 商用電源以外に電池駆動も可能な機器において、電池回路は、充電部から二重絶縁又は強化絶縁（クラス 0 機	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					器については基礎絶縁) で絶縁していなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.102 11.103 箇条 19 19.13 19.101 箇条 22 22.106 22.107	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.102 霜取装置は、著しい温度上昇があってはならない。 11.103 機器に組み込む霜取装置以外の電熱装置は、著しい温度上昇があってはならない。 箇条 19 異常運転 19.13 JIS C 9335-2-34 によって適合性を確認していない電動圧縮機の外郭温度は、試験終了時に測定し、150 °C を超えてはならない。 19.101 電熱装置は、異常時の場合であっても火災の危険が生じないような形状 (寸法) 及び位置に設置しなければならない。 箇条 22 構造 22.106 冷却システムに可燃性冷媒を用いる圧縮式機器の冷媒量は、各々独立する冷媒回路において冷媒量が 150 g 以下でなければならない。 22.107 保護冷却システムをもち、可燃性冷媒を用いた圧縮式機器は、冷却システムから冷媒が漏えいする状態であっても、火災又は爆発の危険を防止する構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				22.108	22.108 可燃性冷媒を用いて、非保護冷却システムをもつ圧縮式機器において、食品貯蔵庫内にある通常使用中又は異常運転中に、火花又はアークが発生する電気部品及び照明装置は、グループⅡA ガス又は使用冷媒で、附属書 CC（無火花電気装置）の要求事項に適合することを確認しなければならない。	
				22.109	22.109 可燃性冷媒を用いる圧縮式機器は、アーク若しくは火花が発生する部品又は照明装置を固定している食品貯蔵庫の外に、漏えいした冷媒が滞留し、火災又は爆発の危険を生じることがないように構造にしなければならない。	
				22.110	22.110 漏えいする可燃性冷媒にさらすものの表面の温度は、表 102（冷媒可燃性のパラメータ）に規定する冷媒の発火温度から 100 K を減じた温度を超えてはならない。	
				22.116A	22.116A 通常使用中又は異常運転中にアーク又は火花が発生し、床面から高さ 30 cm 以内に固定する電気部品は、グループⅡA のガス、又は用いる冷媒で附属書 CC（無火花電気装置）の要求事項に適合しなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		が講じられるものとする。				
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.1 20.101 箇条 22 22.7 22.103	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.1 アイスクリーム機器は、十分な安定性をもっていなければならない。 20.101 冷却用機器及び製氷機は、十分な安定性をもっていなければならない。開けた扉によって機器の安定性を確保している場合、扉が機器を支持するように設計しなければならない。 箇条 22 構造 22.7 保護冷却システムの保護外郭を含む可燃性冷媒を用いる圧縮式機器は、次による。 ー通常運転中に高圧側の圧力を受ける部分では、+70℃での冷媒の飽和蒸気圧の3.5倍の圧力に耐えなければならない ー通常運転中に低圧側だけの圧力を受ける部分では、+20℃での冷媒の飽和蒸気圧の5倍の圧力に耐えなければならない 22.103 全ての部品を含む冷凍システムは、通常使用、異常使用及び停止の間において、予期する圧力に耐えなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				22.107.2	ならない。 22.107.2 保護冷却システムに密着する全ての接触可能な表面を含む、保護冷却システム部品の全ての接触可能な表面に、規定の工具によって引っかけきずをつけた後も、22.7の試験の50%の圧力に耐えなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 21.101 21.102 箇条 22 22.116	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 キャンプ用及びこれに類する用途に用いる機器は、落下及び振動に耐えなければならない。 21.102 ランプは、機械的衝撃に対して、保護しなければならない。 箇条 22 構造 22.116 二つの直交する寸法が75 mmを超える、接触可能なガラスパネルは、壊すと小片になるまで粉々になるガラスから作られているものとするか、又は機械的な強度を高めたガラスから作られているものでなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き		それがないものとする。		箇条 22 22.22 22.23 22.41	箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。(第 1 部の規定による。) 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第 1 部の規定による。) 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。(第 1 部の規定による。)	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 (第 1 部の規定による。) 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 19.7 箇条 22 22.40 22.49	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				22.50	機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。) 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 30	箇条 30 耐熱性及び耐湿性	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
				箇条 20	箇条 20 安定性及び機械的危険	
				20.2	20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き				箇条 22 22.10	何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。(第1部の規定による。) 箇条 22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AA	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第1部箇条9を除く。) 附属書 AA ファンモータの回転子拘束試験ファンモータの巻線は、モータを拘束したり、又は始動しなかったりする場合に、過度な温度に達してはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.101 10.102	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 10 入力及び電流 10.101 霜取装置の入力は、機器に表示する霜取装置の入力値から、規定する許容値を超える差があってはならない。 10.102 いかなる電熱装置の入力も、機器に表示するこれら電熱装置の入力値から、規定する許容値を超える差があってはならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品におけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き		する構造であるものとする。		19.11.4 箇条 29	<p>る任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。</p> <p>19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。</p> <p>箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）</p> <p>機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。</p>	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の規格を適用する。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14	<p>第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.14 ISO 7010 記号 W021（警告：火災のおそれ／可燃性材料）の三角形の高さは、15 mm 以上でなければならない。</p> <p>可燃性断熱発泡ガスの表示（主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称）に用いる文字高さは、40 mm 以上でなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き				7.15	7.15 使用者によってランプの交換が可能な場合、照明用ランプの最大定格電力の表示は、ランプ交換時に容易に確認できなければならない。圧縮式機器では、前述の ISO 7010 記号 W021（警告：火災のおそれ／可燃性材料）の記号と同様に、可燃性冷媒のタイプ及び可燃性断熱発泡ガスの表示が、電動圧縮機に近づいたとき見えなければならない。その他の機器では、可燃性断熱発泡ガスのタイプの表示は、外郭上になければならない。	
第二十条 第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-24：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—